



# 愛研技術通信

## 掲 示 板

法令・告示・通知・最新記事・その他

### ○「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布について(お知らせ)

(平成25年6月10日 環境省報道発表資料 抜粋)

「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が本日公布され、平成25年7月1日から施行されることとなりましたので、お知らせします。

今回の省令改正は、水質汚濁防止法におけるほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準について、現行の暫定措置が平成25年6月30日をもって適用期限を迎えることから、以降の暫定排水基準について定めたものです。**(電気めっき業はじめ関係事業者様必見)**

#### 1. 改正の趣旨

ほう素、ふっ素および硝酸性窒素等については、人体への健康被害を防ぐことを目的に、平成11年に、WHO飲用水質ガイドラインや水道水水質基準等を参考に、環境基準が設定されました。

これを受けて、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等それぞれに関する排水基準についても検討がなされ、ほう素及びその化合物：10mg/1以下、ふっ素及びその化合物：8mg/1以下、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物：100mg/1以下という一般排水基準が設定されました(平成13年7月施行)。

これらの基準に直ちに対応することが困難な業種(40業種)については、3年の期限で暫定排水基準を設定し、その後、平成16年7月、平成19年7月及び平成22年7月の見直しを経て、現在、15業種について暫定排水基準を設定しています。

今般の改正は、現行の暫定排水基準が平成25年6月30日をもって適用期限を迎えることから、以降の暫定措置を定めるものです。

#### 2. 改正内容

別添のとおり(省略。改正内容は、下記のパブリックコメントの記事を御参照ください。)

#### 3. 施行期日

平成25年7月1日

### ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の見直しについて

(「ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準(案)」に対する意見の募集(パブリックコメント)について 平成25年4月19日 環境省報道発表資料 抜粋)

#### 1. 背景

(省略)

- ① 一般排水基準（単位 mg/L）  
 ほう素：10（海域については 230）  
 ふっ素：8（海域については 15）  
 硝酸性窒素等：100

② 暫定排水基準対象業種数の変遷

	H13. 7～H16. 6	H16. 7～H19. 6	H19. 7～H22. 6	H22. 7～H25. 6
対象業種数	40	26	21	15

2. 前回見直しからの検討状況（省略）

3. 平成 25 年 7 月からの暫定排水基準（案）について

① 温泉分野

〈対象業種〉旅館業（温泉を利用するもの）

〈基準案〉

ほう素：変更なし（500mg/L→500mg/L）

ふっ素：

- ・自然湧出温泉を利用する旅館業については変更なし。（50mg/L→50mg/L）
- ・自然湧出温泉以外（掘削泉や動力による揚湯を行っている温泉）を利用する旅館業については排水実態を踏まえ、暫定排水基準を改定。（50mg/L→30mg/L）
- ・湧出時期が昭和 49 年 12 月 1 日\*以降の排水量 50m<sup>3</sup>/日以上のものについては、自然湧出・自然湧出以外ともに変更なし。（15mg/L→15mg/L）

※水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行日（特定施設に旅館業の用に供する施設を追加）

② 畜産分野

〈対象業種〉畜産農業（豚房施設（面積が 50m<sup>2</sup> 以上）を設置するもの等）

〈基準案〉

硝酸性窒素等：排水実態を踏まえ、暫定排水基準を改定。（900mg/L→700mg/L）

③ 工業分野

業種ごとに、事業者の取組みの実績及び今後の取組を検討し、暫定排水基準を改定。

対象業種	基準案（単位 mg/L）		
	ほう素	ふっ素	硝酸性窒素等
ほうろう鉄器製造業・ ほうろううわ薬製造業	変更なし	変更なし	
うわ薬製造業 （うわ薬かわら製造の用に供するもの）	150→140		
粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造）	150→120		
貴金属製造・再生業	変更なし		3600→3000
電気めっき業	50→40	変更なし	400→300
ほう酸製造業	一般へ		
金属鋳業	150→100		
化学肥料製造業		一般へ	
酸化コバルト製造業			220→160
ジルコニウム化合物製造業			1000→700
モリブデン化合物製造業・ バナジウム化合物製造業			1800→1700

④ 下水道業

〈対象業種〉下水道業（温泉排水を一定割合以上受け入れているもの）

〈基準案〉ほう素：変更なし（50mg/L→50mg/L）

〈対象業種〉下水道業（モリブデン化合物製造業等からの排水を受け入れているもの）

〈基準案〉硝酸性窒素等：暫定排水基準を改定（170mg/L→150mg/L）

## ○放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案の閣議決定について （お知らせ）

（平成 25 年 4 月 19 日 環境省報道発表資料 抜粋）

平成 25 年 4 月 19 日（金）の閣議において、「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案」が閣議決定されましたのでお知らせします。

### 1 改正の趣旨

従来、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）では、放射性物質による環境汚染を防止するための措置について、原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）等の法律に対応を委ねていましたが、昨年成立した原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）により、環境基本法が改正され、原子力基本法等に委ねる旨の規定が削除されたため、現在では、放射性物質による環境汚染を防止するための措置が環境基本法の対象とされています。

一方、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）等の個別の環境法には、依然として、放射性物質による環境汚染について適用除外とする規定が置かれています。

このため、大気汚染防止法等の個別法においても、放射性物質による環境汚染を防止する措置を講ずるための規定の整備を行うものです。

### 2 改正の概要

[1]大気汚染防止法及び水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）について、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、環境大臣が放射性物質による大気汚染・水質汚濁の状況を常時監視することとする。

[2]環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）について、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、放射性物質による大気汚染・水質汚濁・土壌汚染についても環境影響評価を行うこととする。

[3]南極地域の環境の保護に関する法律（平成 9 年法律第 61 号）について、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、南極地域活動計画において放射性物質による環境影響も含めて確認することとする。

### 3 施行期日

[1]大気汚染防止法及び水質汚濁防止法 公布の日から起算して 6 箇月を超えない範囲内において政令で定める日。

[2]環境影響評価法 公布の日から起算して 2 年以内を超えない範囲内において政令で定める日。

[3]南極地域の環境の保護に関する法律について、公布の日から起算して 2 年以内を超えない範囲内において政令で定める日。

## 新連載：つれづれ水紀行

### つれづれ水紀行とは

愛研技術通信は、弊社内外の情報交換の場として、技術的な記事を中心に紙面を構成しています。とは言え、そればかりでは気軽にお読みいただくには心苦しく、編集を引き継ぐに当たりそれを少しでも読みやすくすることが一つの役割と心得ました。

浅学菲才の編集子に格調高い内容は書けそうにありませんが、目新しくかつ気軽に読んでいただけそうなこととして、弊社業務に関連の深い水環境に着目し、各地の優れた、あるいは一風変わった水環境を「つれづれ」暇に任せて尋ねた記録を綴り、紙面に隙間が出来たときの埋め草として掲載させていただきます。どうか、気軽にお読みいただきたいと思います。（A.F.）

### つれづれ水紀行第 1 回 ぶつぶつ川（和歌山県）

日本一短い川として最近少し有名になっている川が紀伊半島にある。まずは既存の資料（和歌山県河川課 HP）から紹介する。

「東牟婁郡那智勝浦町粉白を流れる粉白川の支川である「ぶつぶつ川」を2級河川として法指定しました。この川は、沸々と清水が湧き出る泉を水源として粉白川に注ぐ、流路延長わずか13.5m！！という短い河川であり、法指定河川としては日本一短い河川となります。」

「ぶつぶつ川」の概要

河川名：2級河川 粉白川水系 ぶつぶつ川

所在：東牟婁郡那智勝浦町大字粉白字橋ノ本272番1地先

流路延長：たった！！『13.5m』

さて、この日本一短いという「ぶつぶつ川」は、普段なかなか行かない場所にあり、数年前の真夏、妻との紀伊半島一周旅行の際に、これは訪れてみなければと思いついた。

紀伊半島を青春18切符のJRとレンタカーで西から回っている。地図を見ると、紀伊半島先端の串本から紀伊勝浦に向かう途中である。国道42号を走りいくつかの岬と浜を過ぎながら那智勝浦町に入ると小さな海水浴場があり、国道から細い道を入るとそれはすぐにあった。桜の樹の下に車を置き近寄ると、なるほど、これが一つの川かと驚く短さである。しかし水量はあり、しかもきれいだ。最上流に当たる民家の庭先の様ところが崖状にえぐれて石積みとなっており、そこから水が湧いて水源となっている。「ぶつぶつ川」との手作り風の看板もさり気なく出ており、地域の人から愛されているようだ。コップが置いてあるからには、飲んでも良いよということだろう。深い山の中ならともかく、海水浴場のこんなに近くでおいしい真水が湧いていることも驚きだ。和みのひと時であった。



ぶつぶつ川の水源地



水源地から流域を一望

交通：JR 紀勢本線下里駅から南西に約1.5km、玉の浦海水浴場近く。国道42号からすぐ。

### 編集後記

鮮やかな新緑の時期を迎えました。5月の連休明けからアベノミクス効果が問われる株価の変動に一喜一憂しているように見えるわが国ですが、経済の活況とともに、それを背景として一つずつでも内外の諸問題の解決を願いたいところです。

今号は、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等の排水基準の改定（6月10日公布、7月1日施行）を待っての発行とし、先号に引き続き法令改正を中心とした紙面になりました。

6月は環境月間。様々の行事やクールビズが定着してきました。エコと両立する新戦略も取り入れながら、この夏をさわやかに乗り切っていただきたいと思います。（A.F.）



株式会社 愛研

(<http://www.ai-ken.co.jp>)

本社 〒463-0037 名古屋市守山区天子田2-710

電話(052)771-2717 FAX(052)771-2641

半田営業所 〒475-0088 半田市花田町2-65

電話(0569)28-4738 FAX(0569)28-4749